

工場職工之多数、弊を制せしむる爲に、急業状
態下より、却却等約四十名ハ、機械工場ニ集合對
策ニ付キ、端議ノ結果更メテ、左記要求ヲ提出ス
ルニ決シ、午後三時、半頃橋尾有之郎外ハ、倉会社
ニ出張、要求書ヲ、細矢製造部長ニ提出セリ

要 求 書

第一條 従来請員作業平均ニ割三分ヲ四割以上

第二條 解雇手續支給ノ件

- (1) 六ヶ月未満日給四十日分
- (2) 六ヶ月以上一ヶ月毎ニ三日分ヲ増ス
- (3) 一ヶ月以上一ヶ月毎ニ二日分ヲ増ス
- (4) 一ヶ月以上一ヶ月毎ニ一日分ヲ増ス
- (5) 三ヶ月以上一ヶ月毎ニ一日分ヲ増ス

第三條

事故退勤、手当支給ノ件
但し、解雇手續迄、退勤手当ハ、入職當時

第四條

在ノ件之レヲ、復行スルコト
不幸ニシテ、新傷ヲ及テタル者、手当支給

第五條

事故傷病、手当支給ノ件
傷病ニシテ、五日間以上休業シタル者ニ

第六條

皆對賞與支給ノ件
半月以上給、一人ニスルコト

第七條

右ノ要件ハ、幸雇及臨時雇ノ區別ナシ、同ハ
不慮、至極ナルコト

第八條

今後如何ナル職工ヲシテ、技術有無ニ不拘
直々ニ組合員ニ任セ、是レニテ、不構